

船橋市営住宅建替事業実施規定

(趣旨)

第1条 この規定は、船橋市市営住宅建替事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補償金及び移転料等について必要な事項を定めるものとする。

(補償金)

第2条 要綱第9条第3項に規定する、旧家賃を上回る限度額は月額47,000円とする。また、権利金等については、旧家賃に47,000円を加えた額の3箇月分を限度として実費相当額を支払うものとする。

2 当該金額に端数が生じたときは、100円未満は切り捨てるものとする。

3 生活保護受給者への権利金等の支給については、実費相当額を支払うものとする。

(移転料等)

第3条 要綱第13条に規定する移転料等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 動産移転料 150,000円限度（実費相当額）

(2) 電話移設料 10,000円限度（実費相当額）

2 移転料等について、仮入居先から建替住宅に入居する者に対しては、仮入居への移転時と建替住宅への移転時の2回支払うものとする。

3 仮入居先から建替住宅への移転に伴い、市が補償した権利金等に返還があった場合は、移転料等と相殺する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。